

神奈川県道路占用料等徴収条例施行規則

(地代の差額に相当する額の算定方法)

第1条 神奈川県道路占用料等徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号。以下「条例」という。）第6条第1号アの地代の差額に相当する額は、連結利便施設等の用に供する土地又は連結通路等及び連絡施設の用に供する土地（以下これらの土地を「連結する土地」という。）の時価に100分の2を乗じて得た額と、当該連結利便施設等又は当該連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合の当該土地の時価に100分の2を乗じて得た額との差額に相当する額（当該連結する土地に係る公租公課に相当する額が当該連結利便施設等又は当該連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合の公租公課に相当する額を上回る場合にあっては、その差額を控除した額）とする。

2 前項の規定による地代の差額に相当する額は、知事が不動産鑑定士の鑑定評価により算定する。

(連結料の額)

第2条 各年度の連結料の額は、前条の規定により算定した地代の差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定による連結許可の日が属する年度にあっては、当該額に当該年度における連結許可の日数を乗じこれを当該年度の日数で除して得た額）に、条例第6条第1号イの管理に要する費用の額として知事が定める額を加えた額とする。

2 連結する土地に専ら自動車の駐車のために供する部分（以下「駐車場部分」という。）が含まれる場合においては、前項中「額（）」とあるのは、「額に連結する土地の面積（以下「全体の面積」という。）から当該連結する土地のうち駐車場部分の面積の2分の1を減じた面積を乗じ、全体の面積で除して得た額（）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(実施細目)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。